

令和5年第1回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年1月11日（水） 午前9時30分から午前10時10分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (14人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	16番	森島 孝司
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫

4. 欠席委員 (6人)

	1番	北澤 良祐
	6番	村田 清美
	10番	森澤 明
	15番	新井 泉次
	17番	新井 源吾
	21番	菊岡 祐一

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第40号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について（利用権貸借）

日 程 第 6 議案 第43号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 7 報告 第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第34号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 9 報告 第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号1番 北澤委員、6番 村田委員、10番 森澤委員、15番 新井 泉次委員、17番 新井 源吾委員、21番 菊岡委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中9名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和5年第1回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、2番 服部委員、4番 奥村委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号28番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号28番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●、●● ●●</p>

●です。

権利の種類は3条の無償移転です。●● ●●持分1/2を●●、●●、●●に所有権移転します。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。世帯内移動の農業経営の継承であるので問題ないと思われま
よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号28番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満
たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定しま
す。

受付番号29番を事務局から説明いたします。

本案件は●●委員が顧問となっている●●●●が譲受人となっている案件です。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議
案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。
●●委員の退席をお願いします。
(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。

事務局 受付番号29番について説明します
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●●●●● ●
● ●●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●●●●●●●●は城陽市内において、水耕栽培を中心に耕作および販売されている
農地所有適格法人であり、今後も地域の担い手として期待できる会社でありますので、

ご審議をお願いします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 譲渡人は、今回の申請によりすべての所有農地を所有権移転されることとなりますが、農家組合からは外れることになるのでしょうか。

会 長 農家組合長との相談により、農家組合としての判断になると思います。
他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号29番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により法人形態、事業内容、議決権数、役員の常時従事要件を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。
(委員入室)

受付番号30番を事務局から説明いたします。

本案件は●●委員が譲受人となっている案件です。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。
●●委員の退席をお願いします。
(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。

事務局 受付番号30番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは●●●●●●であり枇杷庄地域を中心に営農地を適正に耕作されていますので適格性に問題ないと思われます。ご審議をお願いします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号30番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

(委員入室)

受付番号31番を事務局から説明いたします。

事務局

受付番号31番について説明します

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されており、家族で管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号31番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号32番を事務局から説明いたします。

事務局

受付番号32番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、譲り受けた後も家族で管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 譲受人は、農地の取得による農地面積増加のため管理不十分な農地もあることから、適正な管理をして頂きますよう申し添えていただきたい。

会 長 意見として、適正な管理をして頂きますよう申し添えることといたします。他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。受付番号32番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号35番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号35番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市富野 地目は畑 面積335平方メートルのうち103平方メートル

借受人は 東京都千代田区 ●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●● ●● ●●

です。
新名神高速道路工事の工事用進入路として利用するためです。
隣接同地番●●一●、335平方メートルのうち232平方メートルは令和4年5月24日に一時転用されています。期間は許可後2年を予定しています。
場所は市街化調整区域、農業振興地域ではありません。
現況は工事作業区域です。
砕石敷均し等を施し仮排水溝にて集水し自然浸透させます
申請者から一時転用完了後農地に復元する確約書が提出されています。
管理課からは、
・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。当該地は工事用道路が多数存在しており、残地として残っている場所であることから、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号35番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号36番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号36番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積2,057平方メートル 他2筆 計3筆 合計3,321平方メートル

借受人は 京都市南区 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●です。

貸露天駐車場として使用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は田、畑です。南側、東側、西側は道路、北側は田、畑です。

アスファルト舗装を行い。雨水排水は転用地内に設置する側溝から東側、西側の既設排水路に排水します。汚水、生活雑排水はありません。

南部土地改良区からは、

・雨水排水については、転用敷地内に排水路を設置し転用地西側と東側の排水路へ放流すること。なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施工すること。

・転用地内にある畑用の取水柱については撤去をしキャップをすること。また田用の2カ所の取水口についてもキャップをすること。

・転用地南側の東西に付設してある土地改良区管理の2本の田と畑の用水既設配管については擁壁等を施工する際は既設配管を破損させないように十分注意して工事を行い、工事で移設が必要ならば貴社で移設を行い従来どおり使用できるよう残すこと。なお擁壁工事をされる際に既設配管が出てきた際には一度協議を行い工事を行うこと。

・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮して施工し、転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

管理課からは、

・申請地東側西側南側に存する市道を取り込まないように注意してください。

・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。

・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは、

・周辺農地に影響が出ないように願います。との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について私から報告をいたします。

会 長 当該地は●●●●●の西側で、南側、東側、西側は道路であり、北側の農地所有者からは同意書を提出されており、土地改良区からの意見についても守るとのことで、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び私から説明及び報告をいたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号36番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

- 会 長 日程第5、議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号54番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号54番について説明します。
本案件は平成30年3月1日～令和5年2月28日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。夫婦で農業をされており、繁忙期には家族も加わって農業をされているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号54番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号55番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号55番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号55番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号56番について事務局から説明いたします。

事務局 本案件は令和2年3月1日～令和5年2月28日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。法人として会社経営もされ、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 ●●●●と●●さんの経営面積が相違していますが何故ですか。

事務局 ●●●●は法人としての経営面積であり、●●さんについては、個人としての経営面積となります。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号56番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし

ているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第43号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、久御山町田井 ●● ●●です。
資料3に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。当該地は水稲および保全管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第7、報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号32番から35番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号32番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ●● ●●です。

受付番号33番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、滋賀県守山市 ●● ●●●●です。

受付番号34番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号35番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ●● ●です。
小作権の相続です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 日程第8、報告第34号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号7番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積39平方メートル 届出人は 城陽市平川 ●● ●●、●● ●●

場所は市街化区域です。
露天駐車場として使用するためです。
雨水は府道の側溝へ排水します。
管理課からは、
・付替え後の申請地南側里道を取り込まないように注意してください。
・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例による協議を行ってください。
・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
文化スポーツ推進課からは、
・埋蔵文化財包蔵地の範囲となりますが、転用目的が現況のままの駐車場ですので、埋蔵文化財発掘の届出は必要ありません。今後、掘削を伴う工事を行う場合は届出の提出が必要となります。
土木課からは、
・届出地東側に都市計画道路国道24号線がありますので、確認願います。
環境課からは、
・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
との意見が付されています。
資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を事務局から報告をお願いします。

事務局 当該地については、すでに駐車場として利用のため顛末書を提出しており、周辺に影

響もないことから、問題ないと考えます。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号7番について説明します。
土地の所在は城陽市久世
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第1回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員